

行政不服審査法第 4 3 条第 1 項第 5 号「審査会が諮問を不要と認める場合」について

1 行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）

第 4 3 条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第 4 9 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては第 8 1 条第 1 項又は第 2 項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一一三 （略）

四 審査請求人から、行政不服審査会又は第 8 1 条第 1 項若しくは第 2 項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

六一八 （略）

2・3（略）

2 逐条解説行政不服審査法（平成 2 8 年 4 月総務省行政管理局）抜粋

（4）行政不服審査会等が諮問を不要と認める場合（第 5 号）

ア 行政不服審査会等への諮問を義務付けない理由

処分の中には、法律に規定する要件が明確であつて解釈上の疑義が生じるおそれがなく、かつ、当該要件への適合性が客観的に判断されるようなものなど、行政不服審査会等の調査審議を経ても結論が変わることは想定されず、行政不服審査会等が調査審議を行う意義が小さいと考えられるものがある。

このような処分に係る審査請求についてまで諮問を行うことは、審査の期間がいたずらに長期化するとともに、行政コストの増大を引き起こすものといえる。

他方、法令に規定される要件の明確性の程度、要件適合性の確認方法等、個々の事案に即して判断せざるを得ないことも想定されることから、法律上諮問を要しないものとして定性的に規定することにより、その具体的範囲の解釈について審査庁の判断の余地が生じ得る仕組みとすることは、必ずしも適切でないと考えられる。こうしたことを踏まえ、行政不服審査会等が国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認めた場合は、第 1 項の規定による諮問を要しないこととしている。

イ 「審査請求が、行政不服審査会等によって、…認められたものである場合」

この号の規定により諮問を要しないこととなるのは、行政不服審査会等が認めたものに限る趣旨である。

具体的な方法としては、個々の審査請求事件ごとに行政不服審査会等が判断するほか、運用の積重ねを踏まえ、一定の審査請求事件について諮問を要しない旨を行政不服審査会等が典型的に定めることも考えられる。なお、行政不服審査会等が典型的に定める場合には、実際の個々の審査請求事件への当てはめについて審査庁が容易に判断することができるよう、その範囲を明確に定める必要があると考えられる。

ウ 「国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないもの」

例えば、次のような案件については、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質に鑑み、行政不服審査会等への諮問を行う意義が乏しいと考えられるが、具体的には、行政不服審査会等によって運用において判断されるものであり、行政不服審査会等が個々の審査請求の事件について調査審議を行い、答申を集積することにより、定型化・類型化されていくことが想定される。

- ① 法令において数量的指標その他の客観的基準により明確に要件が定められており、当該要件の適合性が、(権限を有する行政庁が作成する証明書や計測・実験などにより)客観的に判断される処分
- ② 行政不服審査会等において、調査審議を重ねる中で、過去に類似の事件があつて、先例となる答申が存在し、調査審議しても明らかに同じ結果となるものなど、処分の類型や審査請求の趣旨及び理由等に照らし、行政不服審査会等の関与を要しないと認めるもの。
- ③ 他の法律の規定により、軽微な処分や形式的・機械的な判断により決定される処分であるなどの理由から、当該法律の規定により諮問を受ける機関が諮問を要しないものと定めている処分
- ④ 申請に対する処分又はその不作為に係る審査請求のうち、審査庁が処分庁等又はその上級行政庁のいずれでもなく、第46条第2項又は第49条第3項の規定による申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる権限も付与されていない場合(第8号の適用の余地がない場合)において、審査請求に係る処分の全部を取消し、又は不作為が違法若しくは不当である旨を宣言する裁決をしようとする場合

3 大阪府行政不服審査会で諮問を要しない審査請求と認めたもの

平成30年3月28日開催の第4回大阪府行政不服審査会において、下記(1)のとおり、令和2年3月5日開催の第8回大阪府行政不服審査会において、下記(2)のとおり、行政不服審査法第46条第1項第5号の規定により諮問を要しない審査請求と認めた。

記

- (1) 審査庁が処分庁若しくは不作為庁又はこれらの上級行政庁のいずれでもなく、法第46条第2項又は第49条第3項の規定による申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる権限を付与されていない場合であつて、当該審査庁が、審査請求に係る処分の全部を取消し、又は不作為が違法若しくは不当である旨を宣言する裁決をしようとするもの(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されているもの及び口頭意

見陳述においてその旨の意見が述べられているものを除く。)

- (2) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)が平成30年厚生労働省告示第317号により改正されたことを契機に行われた生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に対する審査請求であって、当該基準の改正内容に対する不服(併せて理由提示の不備の不服をいうものを含む。)を審査請求の理由とするもので、先例となる答申が存在し、調査審議しても先例と同様の答申がなされることが明らかであると認められるもの

先例となる答申

諮問番号 答申番号	答申日
令和元年度諮問第12号 令和元年度答申第42号	令和2年2月13日

- (3) 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)が令和元年厚生労働省告示第66号により改正されたことを契機に行われた生活保護法(昭和25年法律第144号)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分に対する審査請求であって、当該基準の改正内容に対する不服(併せて理由提示の不備の不服をいうものを含む。)を審査請求の理由とするもので、先例となる答申が存在し、調査審議しても先例と同様の答申がなされることが明らかであると認められるもの

先例となる答申

諮問番号 答申番号	答申日
令和2年度諮問第30号 令和2年度答申第35号	令和3年3月8日